○経営事項審査の有効期限の確認について

平成21年10月27日制定

建設業者が公共工事を請け負うときには、建設業法の規定により経営事項審査(経 審)の受審が義務付けられており、その有効期限は事業年度終了の日から1年7ヶ月 以内と定められている(国土交通省令)。

岩見沢市では、一般競争入札の参加申請の際に提出された「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写しにより有効期限の確認を行っているが、その判断基準について、次のように取扱うこととする。

1 一般競争入札の場合

- (1) 判断基準の原則
 - ・公告から契約日までの間を通じて有効な経審であること。
 - ・上記期間中に有効期限が到来する場合には、更新後の通知書(更新前後の有効期間が連続していること。)と併せて有効な経審とする。
 - ・更新後の通知書の発行日付が当初の有効期限内であれば連続と判断する。(発 行日が有効期限の満了の翌日以降であれば、一旦途切れたものとなる。)
- (2) 公告から契約日までの間に有効期限が到来する場合の入札及び契約について
 - ・参加申請書の提出日から契約日までの間に経審の有効期限が到来する場合には、 更新後の通知書を提出するよう条件を付して入札を認める。
 - ・この場合、参加者は入札書の提出前であれば辞退できるが、入札書の提出後は、 有効期限が連続していなかった場合でも撤回することはできない。
 - ・開札日以前に経審の有効期限が到来する場合において、有効期間の不連続が判 明したときは、審査により参加資格がないものとする(入札は無効)。
 - ・開札から契約までの間に経審の有効期限が到来する場合には、参加資格を認め、 有効な入札とする。ただし、契約前に有効期間の不連続が判明したときは、当 該参加者が落札した場合でも契約を締結しないものとする。この場合、岩見沢

市入札参加資格者指名停止基準の措置対象とする。

2 指名競争入札の場合

・有効期限が連続しているか否かを問わず、契約日時点で有効な通知書(契約日の前日までに発行されたものであること。)が提出されていれば契約できるものとする。

